**文化芸術・スポーツイベントの中止等によるチケット払戻請求権を放棄した場合の**

**寄附金税額控除について**

概要

　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府の自粛要請をふまえて中止・延期・規模の縮小が行われた文化芸術・スポーツイベントについて、入場料金等チケットの払戻しを受けない場合に、その金額分を寄附とみなして、寄附金税額控除を受けることができます。

対象となるイベント

　以下の要件を満たすイベントとなります。

　・令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに日本国内で開催又は開催予定の、不特定多数を対象とする文化芸術・スポーツイベント

　・政府の自粛要請をふまえて中止・延期・規模の縮小が行われたイベント

　・上述の２つに該当し、主催者が文化庁又はスポーツ庁に申請し文部科学大臣の指定を受けたイベント

　※八戸市では、文部科学大臣が指定した全てのイベントを寄附金税額控除の対象としています。

文化庁又はスポーツ庁の指定を受けたイベント

　対象となるイベントは文化庁・スポーツ庁のホームページに随時更新されています。

　　文化庁ホームページ（外部リンク）　　　　　http://www.bunka.go.jp/

　　スポーツ庁ホームページ（外部リンク）　　　http://www.mext.go.jp/

手続き方法

　１．上記ホームページから、文化庁又はスポーツ庁の指定イベントであることを確認します。

　２．対象イベントの主催者へ払戻しを受けないことを連絡し、主催者から「指定行事証明書」「払戻請求権放棄証明書」を入手します。

　３．確定申告の際に、上記２点の証明書を添付して申告します。

　　　※ふるさと納税を行っている方で確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができないため、ふるさと納税に係る寄附についてもあわせて申告が必要です。

・対象となる課税年度　　令和３年度又は令和４年度

・控除対象上限額　　　　年間合計額20万円

※他の寄附金税額控除対象額も合わせて総所得金額等の30％が上限

・寄附金控除額

所得税　所得控除　…　「その年中に支出した寄附金合計額」－2,000円

所得税　税額控除　…　（「その年中に支出した寄附金の合計額」－2,000円）×40％

※所得税では、所得控除と税額控除のいずれか有利な方を選択できます。

※総所得金額の40％が限度です。

個人住民税　税額控除　…　（「その年中に支出した寄附金合計額」か「総所得金額の30％」の

いずれか少ない額－2,000円）×10％

　　　　　※所得税の確定申告で控除を受けた方は、住民税の申告は不要です。